

観光振興事業費補助金交付要領（公共交通利用環境の革新等事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、観光二次交通高度化事業、交通サービスインバウンド対応支援事業、インバウンド先進車両導入支援事業、地域内観光フィーダー系統補助事業、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業）

平成30年3月28日	国総支第62号 国鉄総第325号 国自旅第294号 国海内第187号 国港総第597号 国空事第1072号 国空業第165号 観参第294号
平成31年4月2日	国総事第97号 国総支第54号 国都街第122号 国都景歴第117号 国道総第530号 国道企第94号 国住市第130号 国鉄総第427号 国鉄都第200号 国鉄事第392号 国鉄施第315号 国自旅第315号 国海内第250号 国海外第414号 国港総第699号 国空事第1745号 国官参空第83号 観参第818号 国官総第386号
令和2年3月31日	国総地第68号 国総モ第27号 国総物第691号 国総事第78号 国都街第107号 国都景歴第100号 国道総第470号 国道企第109号 国住市第105号 国鉄総第468号 国鉄都第236号 国鉄事第442号 国鉄施第336号 国自旅第302号 国海内第120号 国海外第278号 国港総第682号 国官参空第100号 観参第1229号 国官総第252号
令和2年11月5日	国総地第76号 国総モ第75号 国総物第126号 国総事第32号 国都街第76号 国都景歴第63号 国道総第231号 国道企第66号 国住市第79号 国鉄総第270号 国鉄都第119号

	国鉄事第311号
	国鉄施第206号
	国自旅第260号
	国海内第172号
	国海外第173号
	国港総第401号
	国空総第662号
	観参第779号
令和3年3月24日	国官総第122号
	国総地第109号
	国総毛第99号
	国総物第160号
	国総事第68号
	国都街第124号
	国都景歴第104号
	国道総第506号
	国道企第114号
	国住市第136号
	国鉄総第442号
	国鉄都第222号
	国鉄事第733号
	国鉄施第439号
	国自旅第464号
	国海内第220号
	国海外第308号
	国港総第710号
	国空総第1123号
	観参第1149号
令和4年3月22日	国官総第205号
	国総地第78号
	国総毛第97号
	国総物第90号
	国総事第78号
	国都景歴第81号
	国道総第513号
	国道企第111号
	国住市第74号
	国鉄総第430号
	国鉄都第197号
	国鉄事第691号
	国鉄施第340号
	国自旅第527号
	国海内第300号
	国海外第415号
	国港総第676号
	国空総第1188—2号
	観参第730号
令和5年3月31日	国官総第159号
	国総地第117号
	国総毛第119号
	国総物第103号
	国総事第118号
	国都景歴第190号
	国道総第618号
	国道企第127号
	国鉄総第513号
	国鉄都第245号
	国鉄事第878号
	国鉄施第359号
	国自旅第554号
	国海内第257号
	国海外第458号
	国港総第752号

	国空総第1328号
	観参第789号
	国官総第235号
令和6年6月21日	国総地第87号
	国総モ第29号
	国総公第33号
	国都公景第53号
	国道総第106号
	国道企第49号
	国鉄総第104号
	国鉄都第87号
	国鉄事第190号
	国鉄施第51号
	国自物第80号
	国自旅第107号
	国海内第53号
	国海外第140号
	国港総第199号
	国空総第244号
	観参第169号
	国官総第36号
令和7年3月31日	国総地第220号
	国総モ第102号
	国総公第127号
	国都公景第282号
	国道総第651号
	国道企第132号
	国鉄総第555号
	国鉄都第226号
	国鉄事第628号
	国鉄施第302号
	国自物第694号
	国自旅第343号
	国海内第288号
	国海外第739号
	国港総第779号
	国空総第1123号
	観観戦第73号
	観参第741号
	国官総第322号
令和8年4月22日	国総公第3号
	国総地第21号
	国道総第21号
	国道企第7号
	国鉄総第57号
	国鉄都第45号
	国鉄事第147号
	国自旅第17号
	国海内第25号
	国海外第47号
	国港総第29号
	国航総第65号
	観参第98号
	国官総第8号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和8年4月22日 国総公第2号、国総地第20号、国道総第20号、国道企第6号、国鉄総第56号、国鉄都第44号、国鉄事第146号、国自旅第16号、国海内第24号、国海外第46号、国港総第28号、国航総第64号、観参第97号、国官総第7号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 定義

交付要綱第2条第1号に定める「訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村」は、次の①から③までに該当するものとして別表で定める市区町村、又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村とする。

- ①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村
- ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要伝統的建造物群保存地区」という。）等が所在する市区町村
- ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

3. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第29条第1項第1号ただし書、第29条第1項第1号ただし書及び第62条第1項に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第1—1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

II. 公共交通利用環境の革新等事業

1. 共通事項

①公共交通路線等について

- 1) 交付要綱第2条第1号における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」（令和8年観光庁告示第2号）において定められた区間（以下「指定区間」という。）をいう。
- 2) これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。
 - ア) 貸切バス、タクシー、自家用有償旅客運送：指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域又は運送の区域に含むもの
 - イ) 旅客船、海上タクシー：指定区間内の駅・ターミナル等と接続する（※）港（湖川内の栈橋等を含む。）を起点又は終点とする航路を含むもの
※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。
 - ウ) ロープウェイ等：指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの
 - エ) レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティ：指定区間内の駅・ターミナル等に営業所又は貸出拠点があるもの（駅・ターミナル等周辺に営業所又は貸出拠点があるものを含む。）
 - オ) 旅客船ターミナル等：国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合
 - カ) 手荷物配送：指定区間内の駅・ターミナル等にカウンターがあるもの
 - キ) 路線バス（交通機関の運行情報のデータ化の推進に限る。）：指定区間内の駅・ターミナル等を発着するもの
 - ク) 二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場環境又は待合環境：指定区間内の駅・ターミナル等に付随するもの

②公共交通利用環境刷新計画の策定等について

- 1) 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、公共交通利用環境刷新計画（以下「刷新計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における公共交通利用環境の革新等事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより公共交通利用環境の革新等事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して公共交通利用環境の革新等事業の構成が妥当であること。
 - ・ 公共交通利用環境の革新等事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること
- 2) 刷新計画は、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画や観光ビジョン実現プログラム等と整合するものでなければならない。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第4条第1項の規定により公共交通事業者等から刷新計画の提出を受けたときは、当該刷新計画の内容を精査した上で、観光庁に進達するものとする。

- 4) 観光庁長官は、交付要綱第4条第2項の規定により刷新計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該刷新計画を提出した公共交通事業者等に対し、その旨の通知をするものとする。
- 5) 公共交通事業者等であって他の公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（指定区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の用に供するために、補助金の交付を受けて自らが保有する車両（観光列車又はバス・タクシー車両に限る。）又は船舶の導入・改造等を行うものは、交付要綱第4条第1項に規定する刷新計画の策定及び交付要綱第7条において準用する第23条に規定する事業評価の実施について、当該他の公共交通事業者等と共同して行うことができる。

③事業実施計画の策定について

認定の通知を受けた公共交通事業者等は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

④「通常、整備が想定されていない場合」について

交付要綱別表2又は別表2の2中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティの無料Wi-Fiサービス
- ・ 軌道、バス（バスターミナルを除く。）、タクシー、レンタカー、自家用有償旅客運送、相乗りタクシー、超小型モビリティ、海上タクシー、シェアサイクル、マイクロモビリティ、手荷物配送又は二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場及び待合施設のトイレの洋式化
- ・ 衛星通信を利用した有料Wi-Fiサービスを提供している旅客船の無料Wi-Fiサービス
- ・ 貸切バス、空港、港湾又は二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場及び待合施設のキャッシュレス決済対応

⑤事業実施に当たっての留意点

（共通事項）

公共交通利用環境の革新等事業の実施に当たっては、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画に基づき「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第7条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成30年10月16日観光庁告示第23号）で定められた措置を実施するとともに、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（平成30年10月観光庁）を参考とするものとする。

（多言語表記について）

「多言語表記」については、英語併記を基本とする。施設特性や地域特性の観点から、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。この場合においては、情報提供に係る言語を外国人観光旅客が任意に選択可能なウェブサイト等において、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語による情報提供を行うことが望ましい。

多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することとする。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。これらの表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）を参考とする。

（無料公衆無線LAN環境について）

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

(トイレ施設内の案内用図記号について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

2. 補助対象メニューについて

①多言語対応【必須メニュー】

- 1) 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記について
 - ア) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。
 - イ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。
ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。
 - ウ) ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト(新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。)の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費(乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。)を対象とする。
また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。
ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。
 - エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用(アプリケーション導入に伴う費用)等を想定している。
- 2) 案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)について
案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。
なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。
- 3) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について
多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。
なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。
また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。
- 4) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。
- 5) 多言語ロケーションシステムについて
「ロケーションシステム」とは、GPS等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

6) 訪日外国人旅行者対応のための接客研修について

訪日外国人旅行者対応のための接客研修（オンデマンド交通に限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で対応するスタッフを含む。）に対して、接客研修を実施するために要する経費を補助対象とする（接客研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

②無料Wi-Fiサービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

1) トイレの洋式化について

ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

イ) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

2) バリアフリースイートイレについて

バリアフリースイートイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリートイレの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものや、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送における利用に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

1) 全国共通ＩＣカードについて

ア) 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 「交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

ウ) 故障等に対応するための修理修繕に要する経費は補助対象としない。

エ) 交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。

2) 二次元コード等、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等について

ア) 二次元コード等決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 故障等に対応するための修理修繕に要する経費は補助対象としない。

ウ) 「二次元コード等」とは、以下のものを対象とする。

- ・二次元コード
- ・バーコード

3) ＩＣカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について

ア) ＩＣカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。

ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

エ) 企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のＩＣカード化、補助対象路線等に限る）、ＩＣカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。

なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

オ) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

4) 本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法

により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】

1) 旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

2) LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

3) インバウンド対応型バス

ア) インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス（連節車両含む。）、リフト付きバスをいう。

イ) インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

キ 無料Wi-Fiサービス

ク キャッシュレス決済端末

ケ PTPS車載機器

4) インバウンド対応型タクシー

ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。

イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

ク 無料Wi-Fiサービス

ケ キャッシュレス決済端末

5) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応【選択メニュー】

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

1) 観光列車

ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

イ) 寝台列車は補助対象外とする。

2) サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

3) オープントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

4) 上記1)～3)の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等について【選択メニュー】

多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に資するシステムの導入・開発等に要する経費を補助対象とする。

1) 自家用有償旅客運送等

オンデマンド交通については、以下の経費を対象とする。

・オンデマンド交通システムの開発・導入に要する経費

オンデマンド交通システムとは、AI等を活用して予約に応じた運送を行うために必要な予約管理、最適配車を行う（最適な乗車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定する）システムをいい、当該システムの開発・導入経費

・自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費

自家用有償運送の形態でオンデマンド交通を実現する場合に必要な運転者の育成に必要な経費（募集を行うための説明会開催経費、訪日外国人旅行者対応のための接遇講習受講費、遠隔地から主要都市で開催される法定講習に参加するための交通費、出張講習により講師派遣を依頼する場合の出張費、会場賃料等諸経費を含む。）

相乗りタクシーについては、以下の経費を対象とする。

・相乗りタクシーの実施に必要なシステムの開発・導入経費

相乗りタクシー（配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングさせてタクシーを配車させ、1台のタクシーに複数の利用者が相乗りすることで、割安にタクシーを利用できるサービスをいう。）を実現するために必要なマッチング、運賃計算（相乗りする利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離に応じて算定した金額を、各利用者が単独で乗車した場合の推計走行距離に応じて按分して算定し、乗車前に金額が分かるもの）を行うためのシステムの開発・導入経費

2) 超小型モビリティ

超小型モビリティについては、以下の経費を対象とする。

・貸出・返却システムの導入経費

超小型モビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

・超小型モビリティ配置場所整備費

超小型モビリティの貸出拠点の整備に係る経費（上屋を含む。）

・充電設備等の導入経費

超小型モビリティに電源を供給するための設備を整備し、付随する物品を購入するための経費

・走行位置管理システム導入経費（車載器を含む。）

超小型モビリティが安全が確保された区域内を走行し、高速道路等走行禁止区域に侵入しないよう走行位置を把握し、通信するためのシステム及び超小型モビリティに搭載するGPS車載器、通信機器等を導入するための経費

3) 海事

航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶については、以下の経費を対象とする。

・操船者の最適配乗管理システムの開発・導入経費

複数の操船者の最適な配乗管理システムの開発・導入経費

・デマンドシステムの開発・導入経費

複数の配船申込みに対し、最適な乗船・降船の経路を計算の上、操船者に示すシステムの開発・導入経費

- ・最適料金設定システムの開発・導入経費
需要と乗船距離等に応じた最適料金設定システムの開発・導入経費
- ・GPS 機器等の通信機器による洋上船舶管理システム開発・導入経費
洋上で運航している船舶にデマンドに応じた最適な運航を指示するための船舶の動静管理システムの開発・導入経費
- 4) シェアサイクル又はマイクロモビリティ
シェアサイクル又はマイクロモビリティについては、以下の費用を対象とする。
 - ・貸出・返却システムの導入経費
シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費
 - ・貸出拠点の整備費
シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル又はマイクロモビリティを駐車するために必要な環境の整備・改良費
 - ・貸出拠点間の需要供給管理システムの整備費
外国人旅行者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル又はマイクロモビリティの需要と供給を管理するシステムの整備・改良費
- 5) 手荷物配送
手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの整備・改良費

⑨地方ゲートウェイの刷新について【選択メニュー】

地方ゲートウェイの刷新に係る補助対象については、以下のとおりとする。

二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境又は待合環境の整備・改善に要する経費を補助対象とし、本改善・整備のために必要がある場合は、一次交通の乗降施設から乗り場までの通路等における工事も含むものとする。二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

本工事を行うために必要となった他の従たる工事に要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

⑩公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進について

公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進に係る補助対象については、以下のとおりとする。

1) 補助対象要件

ア) 補助対象となる特定データ形式とは、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS (General Transit Feed Specification) 形式とする。

イ) 補助対象となる特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムとは、以下の要件に該当する場合とする。

- ・ダイヤシステム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステム
- ・特定データ形式で作成された時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報を出力できるもの

2) 補助対象経費

ア) 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

- ・特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムの導入や既存のシステムの改修等に要する経費（故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理、代替更新のみに要する経費は除く。）

イ) データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費

- ・交通情報の特定データ形式化に要する費用（経路検索事業者等への委託費を含む。）

⑪観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供について

観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

1) 事業補助対象要件

補助対象となる事業は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

- ・交通事業者を 1 社以上含むこと。
- ・地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。
- ・交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

2) 補助対象経費

- ・複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）
- ・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費
- ・連携基盤システムの利用料（最大1年間）
- ・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
- ・連携基盤システムのセキュリティ対策費
- ・連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済及び混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に係る費用
- ・超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）
- ・交通サービスの利用啓発に係る費用

3. 種目ごとの事項について

①鉄道

1) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

2) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

②自動車

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

別添

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町

南海電気鉄道株式会社	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
南海電気鉄道株式会社	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

IV. 観光地域振興無電柱化推進事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、観光地域振興無電柱化推進事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

2. 観光地域振興無電柱化推進事業

①基本的な考え方

当該事業は、観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う事業に要する以下の経費の一部を補助する。

- 1) 道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く）する範囲。※電線共同溝方式と同義
- 2) 電線管理者が実施する単独地中化方式（屋側・迂回配線を含む。）。
- 3) 上記1）、2）に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するもの。

②機能面の要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）を実施するもの。

③実施要件

世界遺産周辺地域、重要伝統的建造物群保存地区、歴史まちづくり法に基づく重点地区、その他無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

なお、設備の故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助の対象としない。

- 1) 無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費
 - ア) 電線類の地中化の整備

管路、特殊部、人孔、分岐桝、引込管路、引込設備、連系管路、連系設備、ケーブル類、地上機器、柱状型機器
 - イ) 屋側・迂回配線の整備

管路、ケーブル類、柱状型機器、電柱
 - ウ) 上記に付随して生じるもの

調査、設計、支障移設、電柱の移設・撤去
- 2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資すると認められる費用
 - ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

 - ・デジタルサイネージ
 - ・公衆無線LAN設備

- ・観光案内標識
これらの整備に伴う機器購入費、機器設置費、ソフトウェア購入費
- イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化
調査・設計、舗装、インターロッキングブロック、平板ブロック、防護柵、排水設備、歩車道境界ブロック、植樹樹、区画線
- ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備
調査、設計、道路照明設備
- エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備
調査、設計、植樹、移植、植樹樹
- 3) その他、無電柱化に附随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

V. 先進的なサイクリング環境整備事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、先進的なサイクリング環境整備事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。なお、事業予定箇所が別表で定める市区町村以外の場合は、要望の提出時に、事業予定箇所がⅠ. 共通事項 2. 定義に規定する市区町村に該当することを証明する資料を添付することとする。

2. 先進的なサイクリング環境整備事業

①基本的な考え方

当該事業は、訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する走行環境整備、受入環境整備、情報発信等に要する経費の一部を補助する。

②実施要件

- 1) Ⅰ. 共通事項 2. 定義に規定する市区町村を通過するサイクリングルートであること。
- 2) 官民連携の協議会が設置されていること。
- 3) 取組内容が自転車活用推進計画に位置付けられていること。
- 4) サイクリングルートの要素が、以下の水準にあること、または、3年以内に到達できる整備水準にあり、かつ、具体的なアクションプランが自転車活用推進計画に位置づけられていること。
 - ア) 自転車通行空間がルートの概ね 2/3 以上整備されていること。
 - イ) 訪日外国人旅行者にも分かりやすいルート案内の路面表示又は標識が、単路部に概ね 5 km ごと、また、全ての分岐部に設置されていること。
 - ウ) 鉄道駅等に、訪日外国人旅行者にとって必要なレンタサイクルや着替え場所等が整備されていること。
 - エ) 休憩施設がルート上に概ね 20 km ごとに整備されていること。
 - オ) ホームページなどで日英 2 か国語以上で情報発信されていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

- 1) 多言語による案内標識の整備に要する経費
 - ア) 多言語案内標識の整備
サイクリングルートやルート上の施設について、多言語での案内を目的に設置するもの。
- 2) 受入環境の整備に要する経費
 - ア) 鉄道駅等や休憩施設におけるサイクリストの受入環境整備（既存施設の改修に限る。建物の新設を伴うものは除く。）
 - ・レンタサイクルの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
 - ・自転車運搬サービスの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
 - ・手荷物用ロッカー、シャワー、更衣室の整備やトイレの洋式化
 - ・サイクルラックの整備
 - ・自転車の組立・メンテナンスに必要な貸出用工具の配備
 - ・自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、ベンチ、テーブル、雨よけの設置
 - ・無料公衆無線 LAN 環境の整備
 - イ) ルートの魅力づくりに資する取組
外国人向けモニターツアーの実施、多言語のツアーガイド養成、訪日外国人旅行者の誘客のためのサイクリングイベントの実施
- 3) 情報発信・プロモーションに要する経費
 - ア) 多言語のサイクリングマップ、ホームページの作成
 - イ) 多言語による SNS 広告配信
 - ウ) 訪日外国人旅行者の誘客に資する訪日プロモーションの実施

VI. 観光二次交通高度化事業

1. 共通事項

観光二次交通高度化計画の策定について

- 1) 二次交通高度化計画策定者は、観光二次交通高度化計画（以下「二次交通高度化計画」という。）の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・計画の目標は、計画の期間内における観光二次交通高度化事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより観光二次交通高度化事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・成果目標及び評価指標の設定内容に対して観光二次交通高度化事業の構成が妥当であること。
 - ・観光二次交通高度化事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 地方運輸局長等は、交付要綱第44条第1項の規定により二次交通高度化計画策定者から二次交通高度化計画の提出を受けたときは、当該二次交通高度化計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該二次交通高度化計画を国土交通大臣に進達するものとする。
- 3) 国土交通大臣は、交付要綱第44条第2項の規定による認定をしたときは、地方運輸局長等を経由して、当該二次交通高度化計画を提出した二次交通高度化計画策定者に対し、その旨の通知をするものとする。

2. 補助事業

1) 公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入

①基本的な考え方

旅行者が観光地において円滑に移動できる環境を整備するため、観光地における二次交通の確保に資する自家用有償旅客運送（以下、「公共ライドシェア」という。）又は自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）の導入に係る初期投資費用を対象とする。

②補助対象者

インバウンド誘客に取り組む観光地の公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの実施主体となる地方公共団体、交通事業者、NPO団体等

③補助対象要件

以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア) 公共ライドシェアの導入

- ・地方自治体、NPO団体等が運行主体となって、運行区域に特定観光地を含む地域において公共ライドシェアを新たに導入するものであること。
- ・既に公共ライドシェアを導入している区域（区域を拡大する場合を含む）において新たに車両等を導入する場合は対象外とする。ただし、同一自治体内の別の区域において新たに公共ライドシェアを導入する場合は補助対象とする。

イ) 日本版ライドシェアの導入

- ・タクシー事業者が営業区域に特定観光地を含む地域において日本版ライドシェアを新たに開始するものであること。
- ・既に日本版ライドシェアを導入している地域において時間帯等を拡充する場合は対象外とする。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 車両導入費用

- ・公共ライドシェア又は日本版ライドシェアを新たに導入する場合における車両導入費用。ただし、車両を購入する場合は4両を上限とする。また、車両の持ち込みによる運用を基本とし、車両の購入は持ち込みが困難である等やむを得ない場合に限る。

イ) 配車管理システム

- ・公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの配車をデジタル管理するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「配車管理システム」という。）の購入・開発費
- ・既存の配車管理システムの機能拡張に係るシステムの改修費
- ・配車管理システム導入に伴う設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
- ・配車管理システムのセキュリティ対策費

ウ) 車両装備

- ・公共ライドシェア又は日本版ライドシェアで使用する車両であることを示す車体標示等の導入に係る費用
- ・公共ライドシェア又は日本版ライドシェアで使用する車両に設置するドライブレコーダーの購入、設置、導入に係る費用
- ・その他、公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの運行に必要な装備の購入、設置、導入に係る費用

エ) 多言語対応

- ・インバウンド対応に要する多言語対応機能等の端末、デジタルサイネージ又はシステム等の購入・開発費・設置費
- ・既存のシステムの機能拡張に係るシステム改修費
- ・システム導入に伴う設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

オ) 運転者確保

- ・公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入時における運転者の募集に係る費用

⑤補助対象外経費

補助対象外経費については、以下のとおりとする。

- ・本事業に従事しない者の人件費
- ・実証運行等の参加者の交通費等
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・建築物の建設、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・親睦会に係る経費
- ・委託費に含まれる謝金
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・振込手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・国の支出基準を上回る謝金費用
- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）
- ・損害保険及び各種税金
- ・公租公課、収入印紙等
- ・事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

2) レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用

①基本的な考え方

駅・空港等の交通結節点を利用する旅行客がレンタカー（レンタカー型カーシェアリングを含む）、施設送迎車両等をシームレスに利用できる環境を整備するため、レンタカーや送迎輸送車両など既存の輸送資源を地域で有効活用するシステム等の導入（地域輸送資源活用推進事業）を推進対象とする。

②補助対象者

地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする団体

③補助対象要件

地域輸送資源活用推進事業に係る補助対象については、以下のア)、イ)のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア) レンタカー等の活用

- ・レンタカーの貸出/返却に必要な手続の省人化・無人化を図る以下のいずれかの施策を実施することで、インバウンドに係るサービスの利便性向上を図り、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること。
 - ア スマートフォンのカメラ、スキャナー等を活用した国際免許証/パスポート等の遠隔地またはシステムによる有効性確認
 - イ 駅・空港等の敷地内における顔認証システムを活用したセルフチェックイン端末の設置等による有人受付を介さない本人確認
 - ウ スマートフォンやキーボックス等を用いた有人受付を介さない車両の鍵の貸出/返却
 - エ スマートフォンのカメラ等を活用した車両の状態確認
 - オ ウェブサイト等を用いた利用予約、免責保障の加入、貸渡証/利用規約/契約書の交付、決済等の必要な手続の実施
 - カ 車載機器、ウェブサイト等と連携した燃料/走行距離等の使用実績報告

イ) 施設送迎車両等の活用

- ・宿泊、観光、福祉、教育等の施設利用に係る運送サービスの車両等を地域の輸送資源として活用し、施設等の送迎や観光地への立寄輸送を効率的に実施するための以下の施策を一体的に実施することで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること。
 - ア デジタル技術を活用した複数の施設管理者等による施設送迎用の車両の共同管理・運行
 - イ WEB/アプリ等を活用した予約、送迎ルート策定、ドライバーへの情報連携
 - ウ 位置情報、車両情報、予約状況等を考慮したシステムによる効率的な配車計画の策定

④補助対象経費

補助対象経費については、地域輸送資源活用推進事業に要する以下の費用とする。

- ア) 車両の購入・改造等に要する経費
- イ) システム開発に要する経費
 - ・システム購入、開発、改修等の費用
- ウ) 端末・機器整備に要する経費
 - ・端末購入、設置等の費用
- エ) 利用促進費
 - ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用
- オ) 実証運行費
 - ・サービスの導入及び運行に係る費用
- カ) その他
 - ・マニュアル作成費、研修実施費

3) 観光促進型 MaaS の推進

①基本的な考え方

MaaS(Mobility as a Service)とは、「複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービス」である。

観光促進型 MaaS 推進事業では、MaaS を活用して、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する取組を対象とする。

②補助対象者

地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

③補助対象要件

観光促進型 MaaS に係る補助対象については、以下のすべての条件に該当する事業とする。

ア) マルチモーダルかつシームレスな移動体験の提供

複数の交通事業者が連携して、以下の機能を持つアプリケーション（Web アプリも含む。以下「MaaS アプリ」という。）を一般ユーザーに提供する事業であること。

ア 交通機関（鉄道、路線バス、旅客船、航空、タクシー等の公共交通機関）の経路検索機能

イ 交通機関の乗車券（シングルライド乗車券又はデジタルチケットとして発行される企画乗車券）の予約又は購入及びこれらの電子決済機能

ウ 交通機関の乗車券認証（チケッティング）機能

イ) モビリティ・データの取得と活用

MaaS アプリ又は MaaS アプリのサービス範囲に含まれる交通機関の決済システム等から取得した移動関連データ（乗降数、OD データ、決済情報、利用者情報等）を活用し、地域交通の現状分析、課題可視化、将来予測等のデータ分析を行ったうえで、自治体又は事業者の観光政策又は交通施策に反映することで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること。

ウ) エンドコンテンツとの連携

前記ア)と連携し、宿泊、観光、飲食等の商業サービス、医療・福祉サービス、行政サービス、交通サービス（公共ライドシェア、日本版ライドシェア、オンデマンド交通、交通シェアリングサービス、交通レンタルサービス、自動運転サービス等）等のサービスの検索、予約、購入、クーポン利用、レコメンデーション等を行うことで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること。

エ) 事業実施主体に交通事業者を 1 社以上含む事業であること。

④補助対象要件に関する留意点

前記③の補助対象要件の適合性を判断する際は、以下の点に留意すること。

- ・MaaS では、複数の交通モードや交通事業者が連携したサービス提供（マルチモーダル）が広域に提供されることを重視する。このため、単一モードの利便向上施策（例：AI デマンド交通を配車するためのユーザーアプリの提供）のみを行う取組は前記③要件ア)の要件該当性を満たさない。また、単一の資本グループに閉じた取組（例：グループ系列の鉄道とバスの連携）は、他の交通サービスが当該地域に存在する場合には、同要件を満たさないと評価される場合がある。
- ・観光促進型 MaaS では、MaaS アプリ等を契機として取得したデータを地域の観光政策における課題解決に活用する取組を重視する。このため、単にデータを取得することだけが目的となっている取組（具体的な活用方法を提案できていない取組）は前記③要件イ)の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。
- ・観光促進型 MaaS では、交通サービスと地域のエンドコンテンツが連携することで消費や滞在を活性化させる取組を重視する。このため、単に目的地までの移動の利便性を向上させる取組（例：キャッシュレス決済によるデジタルチケッティングを導入する取組）や交通サービスの利用促進のみを目的とした取組（例：単なるフリーパスの販売）は事業実施地域の実情を踏まえ前記③要件ウ)の要件該当性を満たさないと評価される場合がある。

⑤補助対象経費

補助対象経費については、観光促進型 MaaS の導入に要する以下の費用とする。

ア) システム開発に要する経費

- ・システム購入、開発、改修等の費用
- ・GTFS 形式データ等の標準的なモビリティ・データの作成又は当該データの出力機能を有するシステム購入、開発又は改修等の交通サービスの連携に必要なデータ整備に要する費用（本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。）
- ・多言語対応機能等のインバウンド対応に要するシステム購入、開発、改修等の費用

イ) ハード整備に要する経費

- ・端末購入、設置等の費用

ウ) 利用促進費

- ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用

エ) システム利用料

- ・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する費用

オ) 実証運行費

- ・交通サービス等の運行に係る費用（車両費は除く。）
- ・シェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入に係る費用

カ) その他

- ・観光促進型 MaaS の導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等

Ⅶ. 交通サービスインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。

補助対象事業者は、要望を提出するに当たり、要望する事業内容と周辺観光地における訪日外国人旅行者の受入に関する施策及び当該観光地に関わる観光計画等との関連性を明記する。

補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

②全ての種目に共通する事項

（観光施策との調和について）

本事業は、訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援することを目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1) 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」
- 2) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」等の施策との調和を図る必要がある。

（多言語表記について）

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。）を参考とする。

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

(トイレ施設内や入口ドア等における表示について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとしてJIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

(事業評価について)

補助金の交付を受けて車両・船舶(観光列車、バス・タクシー車両及び船舶に限る。)の導入・改造等を行い、当該車両を公共交通事業者に貸与する者(観光列車を他の鉄軌道事業者に貸与する鉄軌道事業者を含む。)は、交付要綱第109条で準用する第23条に規定する事業評価の実施について、公共交通事業者等と共同して行うことができる。

2. 交通サービス利便向上促進事業(Ⅱ. 3. に定める事項を除く。)について

①全ての種目に共通する事項

(交通系ICカード)

故障等に対応するための修理修繕に要する経費は補助対象としない。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第51条で準用する第9条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第5-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))を対象とする。このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。

(案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。))等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化(スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。)、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入)

1) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

3) ホームページ(パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウ

ウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。

経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費（乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。）を対象とする。また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

- 4) 案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

- 5) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

- 6) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等とする。

- 7) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ、案内放送、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供することとする。

（非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備）

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

（クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入）

- 1) クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムについては、その導入・改造に要する経費（システム開発費及び設備整備費等）を補助対象とする。

- 2) 故障等に対応するための修理修繕要する経費は補助対象としない。

（企画乗車船券のICカード化）

- 1) ICカード企画乗車船券の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

- 2) 補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、ICカード企画乗車船券の利用エリアには、補助対象外の事業者の路線を含んでも構わない（ただし、補助対象外の事業者への補助はできない。）。

- 3) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

- 4) ICカード企画乗車船券の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用、ICカードの製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用及び協議会運営費用等とする。

なお、ICカード企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

- 5) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、ICカード企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況及び利用状況等を把握するものとする。

(企画乗車船券の造成等)

補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助するものとする。

取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。

なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について十分な議論を行うことが望ましい。

企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。

企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。

②種目ごとの事項

(鉄道)

1) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、北大阪急行電鉄株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添1のとおりとする。

また、地方交通線とは、当該営業線区間における前々年度の旅客輸送密度が8,000人/日未満の路線とする。

2) ITシステム等の高度化関係

ア 交通サービス利便性向上のため、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行い、駅においては駅名等を多言語化することが望ましい。ただし、車両内における多言語での情報提供は車両内放送設備によるものも含む。

イ 鉄道における「ロケーションシステム」とはGPS等を用いて列車の位置情報を収集し、駅の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン（携帯電話やタブレット端末を含む）、パソコンに運行情報を提供するシステムのことをいい、その導入については多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、ロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

3) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

4) 観光列車の導入・改造

観光列車の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語で対応しており、訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

寝台列車は補助対象外とする。

5) サイクルトレインの導入・改造

自転車解体せずに乗車することができ、利用者への対応が多言語で対応している鉄道車両の導入・改造等に要する経費、駅施設において自転車を持ち込むためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

(自動車)

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことををもって認定を行ったものとする。

2) 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備関係

公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線の起終点であるバス停のいずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。

なお、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するために設置された場合も含むものとする。

イ 観光周遊

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線が、以下、aからcまでのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。

さらに、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。

なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域

b 観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

3) 外国語接遇等の研修関係

スタッフのための外国語接遇等の研修（バス、タクシー及びレンタカーに限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく、バス、タクシー及びレンタカーを利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で対応するスタッフを含む。）に対して、外国語接遇研修を実施するために要する経費を補助対象とする（多言語研修、接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

4) ITシステム等の高度化関係

交通系ICカード（バスに係るものに限る。以下この項同じ。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化については、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、交通系ICカード（全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用を補助対象経費とする。

また、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車内においては次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

バスロケーションシステムについては、ロケーションに係る情報を多言語化して情報提供するものに限るとともに、標準的なバス情報フォーマットを使用するシステムが望ましい。

なお、当該情報がインターネットのみで提供される場合にあっては、外国人旅行者が当該情報を容易に得ることができるように、ロケーション情報が提供される路線のうち、少なくともターミナルや主要バス停において、無料公衆無線LAN環境の整備を促進すること。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停留所に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

なお、サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費についても補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

5) レンタカーのETCカード対応関係

レンタカーのETCカード対応を可能とするシステムについては、訪日外国人旅行者に対しETCカード貸し出しサービスを提供している事業者が、ETC利用料金を精算するために使用するカードリーダー、プリンターの導入等に要する経費を補助対象とする（ETC車載器を除く。）。

6) レンタカーの外国人ドライバー支援

観光地を周遊するに当たり、訪日外国人旅行者が自らレンタカーを運転する際の負担を軽減するための以下の取組を補助対象とする。

ア 日本の交通ルール（地図及び地域の観光情報を含む。）を説明した多言語パンフレット作成費用

イ 訪日外国人が運転していることを示す専用ステッカー作成費用

- ウ 日本の交通ルール、災害・交通事故時の対応方法及び地域の観光情報を含む訪日外国人旅行者にとって役に立つ情報を多言語で提供できるドライブ支援アプリ開発費用
- 7) ジャンボタクシーの導入関係
- ア 6人乗り(運転手を除く。)以上のワゴンタイプのタクシー車両の導入・改造に係る経費を対象とする。
- イ ジャンボタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。
- a 空港アクセス
 空港(2.②(自動車)2)アに規定する空港と同じ。)内のタクシー乗り場を発着地として運行するジャンボタクシー
- b 観光周遊
 以下、i から iii までのいずれかの地域内において、観光地(2.②(自動車)2)イに規定する観光地と同じ。)を周遊するジャンボタクシー
 なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設(鉄道駅、バスターミナル及び旅客船ターミナル等)の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。
- i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域
- ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- iii その他、上記 a 及び b に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域
- ウ インバウンド対応の多様化について
 ジャンボタクシーを導入・改造する際は、主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載する車両に限る。
 なお、当該車両に多言語案内・翻訳用タブレット端末等の外国人とコミュニケーションをとるための設備を備えるとともに、運転手が一定の接客マナーを備えること、当該車両が待機する空港やターミナル駅等において専用乗り場を設置すること等、さらなるインバウンド対応も行うことが望ましい。
- 8) サイクルバスの導入関係
 自転車を解体せずに乗車することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両の導入・改造等に要する経費及び旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする(設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。)
- 9) オープントップバス・水陸両用バス等の導入関係
 オープントップバス・水陸両用バス等の導入・改造等に要する経費を補助対象とする(設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。)
 なお、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

(海事)

- 1) 交通サービス利便性向上のため、交通系 IC カードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。ただし、船内における多言語での情報提供は船内放送設備によるものも含む。
 また、船内座席の個室寝台化等については既存船に限り、大型手荷物スペースの設置を含み、風呂・トイレ施設の設置は除く。
 加えて、船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。
- 2) サイクルシップの導入関係
 自転車を解体せずに乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している船舶の導入・改造等に要する経費、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする(設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。)

3. 交通サービス利便向上促進事業(うち移動等円滑化、LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入に要する経費関係)について

①全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等の整備においては「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」又は「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」を参考とする。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第51条で準用する第9条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

・様式第5-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

②種目ごとの事項

(鉄道)

1) 鉄軌道駅関係

ア 鉄軌道駅における段差の解消(エレベーター、スロープ等)等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ エレベーター、スロープの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

2) LRTシステムの整備関係

ア LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

イ 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するaからcまでのいずれかの地域とする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

ウ 交付要綱別表6（注）5．に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該LRTシステムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（同法第27条の15の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号。以下「活性化法施行規則」という。）第36条の13第1号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該LRTシステムの整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第9条の3各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

（自動車）

1) 交付要綱別表6に定めるバス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、以下のとおりとし、あわせて多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備又はキャッシュレス対応のいずれかを行うこととする。

ア バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

a ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

c ABS装置

d 車椅子固定装置、床の滑止め加工

e 上記aからdまでに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者のバス車両の導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊の対象範囲について

ノンステップバス、リフト付バスの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は交通サービス利便向上促進事業における公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備の場合と同様とする。

ウ ノンステップバス又はリフト付バス車両は、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

エ ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類の取扱い

ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

a 車いす等固定装置

b 車いす用シートベルト

c 手すり

d 点滴等フック固定装置

e 車いす用ヘッドレスト

f 上記aからeまでに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

オ ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範

囲について

ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

a 空港アクセス

空港（２．②（自動車）２）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー

b 観光周遊

以下、i からiiiまでのいずれかの地域内において、観光地（２．②（自動車）２）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するユニバーサルデザインタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域

ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

iii その他、上記 i 及び ii に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

カ インバウンド対応の多様化について

主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことが望ましい。

2) バスターミナル、タクシー乗り場関係

ア バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

3) BRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、２．②（自動車）２）イに規定するa からc までのいずれかの地域とする。

イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下、ウにおいて「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

ウ 交付要綱別表 6（注）５．に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

4) 交付要綱別表 6 に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 補助対象超小型モビリティ

補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。

イ 超小型モビリティ導入補助対象者要件

a 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。

b 補助対象事業の成果を得るため、適切な事業管理能力を有すること。

c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

ウ 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について

超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限っているがその範囲は以下のとおりとする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記 a 及び b に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

（海事）

- 1) 旅客船における段差の解消等に当たっては、多言語環境が整備されている旅客船又は段差の解消等とあわせて多言語環境を整備する旅客船を補助対象とする。
- 2) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）等並びに旅客船における段差の解消（タラップ、エレベーター、客席及び手すり等）等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。
 - ア 附帯工事費
バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
 - イ 補償費
物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
 - ウ 事務費
補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。
- 3) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。
- 4) 旅客船における段差の解消等に当たっては、旅客船バリアフリーガイドライン（令和2年3月）における推奨基準に可能な限り適合させるものとする。

（航空）

- 1) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。
 - ア 附帯工事費
バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
 - イ 補償費
物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
 - ウ 事務費
補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。
- 2) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

4. インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業（第6章第1節第2款）について

案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うこととする。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。

ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第56条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。
・様式第5—1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

5. 交通サービス調査事業について

①協議会について

交付要綱第58条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、活性化再生法第6条第1項に基づく協議会、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査に係る事業は補助対象としない。
また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

③調査事業

1) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス（二次交通対策に係るものに限る。）に関する調査が補助対象となる。

2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

3) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

④利用促進事業

1) 利用促進に係る事業

交付要綱別表7に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。）

（注）上記アからエまでのいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2) 利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表7に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費

事業の効果検証のための調査に要する経費

（注）協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業（過年度に実施したものを含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。）の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

⑤事業規模と補助額について

1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第62条第2項（第79条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・ 補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2) 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

VIII. インバウンド先進車両導入支援事業

1. インバウンド先進車両の導入

インバウンド先進車両の導入の「導入」とは、新設だけでなく、既存車両のインバウンド先進車両への改良（同時に実施する安全性の向上に資する車両設備の整備を含む）を含む。

2. 多言語化について

多言語化については、英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字／繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については、可能な限り、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両編」という。）を参考とする。

IX. 地域内観光フィーダー系統補助事業

1. 地域公共交通計画に添付すべき訪日外国人旅行者の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容

交付要綱第88条第2項第4号において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）に添付すべき書類として、「訪日外国人旅行者の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容」を定めているところである。この内容については各系統における観光誘客の実態や方向性に基づき、活性化法法定協議会において十分に議論が尽くされるべきであるが、具体例として挙げるとすれば以下に記載されているものの整備の中から選択することが考えられるところである。

- ① 当該補助対象系統沿線における観光立国推進計画（令和5年3月31日閣議決定）第3「2. インバウンド回復戦略」に位置付けられた各コンテンツのいずれかの整備

- ② 「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（平成30年10月観光庁策定）に基づくいずれかのサービスの提供

なお、各地域による創意工夫により、上記にとらわれない利便増進措置の提供も可能である。

2. その他

上記のほか、地域内観光フィーダー系統補助事業の実施に当たって必要な事項は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（平成23年4月1日付国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第

8号、国空環第5号)の例による。この場合、同要領中「地域内フィーダー系統」とあるのは「地域内観光フィーダー系統」と読み替えるものとする。

X. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

公共交通利用環境の革新等事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、観光二次交通高度化事業、交通サービスインバウンド対応支援事業、インバウンド先進車両導入支援事業、地域内観光フィーダー系統補助事業及びオーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業については、交付要綱第23条の規定に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第13条、第33条、第66条及び109条本文の規定による完了実績報告書に添付してそれぞれ補助対象事業者から、FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局に、公共交通利用環境の革新等事業、交通サービスインバウンド対応支援事業、インバウンド先進車両導入支援事業、地域内観光フィーダー系統補助事業及びオーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業については地方運輸局等に、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等にそれぞれ報告する。

ただし、観光地域振興無電柱化推進事業については、間接補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、それぞれ間接補助対象事業者から補助対象事業者に提出し、補助対象事業者が内容を確認のうえ、交付要綱第33条本文の規定による完了実績報告書に添付して地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に報告する。

XI. オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成30年度予算から施行する

附 則

この要領は、平成31年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和2年11月5日から施行する

附 則

第1条 この要領は、令和3年度予算から施行する

（経過措置）

第2条 本改正要領の施行（令和3年3月24日）の際、現に改正前の要領に基づき行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要領に基づき支援が受けられるものとする。

附 則

この要領は、令和4年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和5年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和6年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和7年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和8年度予算から施行する

別表

都道府 県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・岩見沢市・網走市・苫小牧市・稚内市・美瑛市・芦別市・江別市・赤平市・三笠市・根室市・千歳市・富良野市・登別市・恵庭市・伊達市・北広島市・石狩市・北斗市・松前町・七飯町・江差町・ニセコ町・真狩村・喜茂別町・京極町・留寿都村・倶知安町・積丹町・余市町・赤井川村・栗山町・月形町・沼田町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・安平町・音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・つがる市・平川市・外ヶ浜町・鯉ヶ沢町・深浦町・西目屋村・野辺地町・七戸町・六戸町・おいらせ町・階上町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・陸前高田市・釜石市・二戸市・八幡平市・奥州市・滝沢市・久慈市・雫石町・金ヶ崎町・平泉町・田野畑村・一戸町・大槌町・山田町・岩泉町・普代村・野田村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市・名取市・多賀城市・岩沼市・大崎市・登米市・蔵王町・村田町・柴田町・川崎町・松島町・利府町・涌谷町・女川町・南三陸町
秋田県	秋田市・能代市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・北秋田市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・大石田町・白鷹町・庄内町
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・喜多方市・二本松市・南相馬市・本宮市・大玉村・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・笠間市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・桜川市・神栖市・銚田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・益子町・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・甘楽町・中之条町・嬬恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・行田市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・滑川町
千葉県	千葉市・銚子市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・大島町・利島村・新島村・神津島村・御蔵島村・三宅村・八丈町・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・十日町市・燕市・糸魚川市・妙高市・上越市・佐渡市・魚沼市・南魚沼市・出雲崎町・湯沢町・津南町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・上市町・立山町・朝日町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町・志賀町・穴水町・能登町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・南越前町・越前町・若狭町

都道府 県名	市区町村名
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市・早川町・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・岡谷市・諏訪市・伊那市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市・川上村・軽井沢町・立科町・長和町・下諏訪町・富士見町・原村・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村・木曽町・松川村・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・美濃市・羽島市・恵那市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・海津市・揖斐川町・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・愛西市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・明和町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・野洲市・高島市・東近江市・米原市・竜王町
京都府	京都市・舞鶴市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村・伊根町・与謝野町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・阪南市・島本町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・赤穂市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・加西市・丹波篠山市・養父市・南あわじ市・朝来市・淡路市・加東市・たつの市・市川町・福崎町・神河町・香美町・新温泉町
奈良県	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・三郷町・斑鳩町・高取町・明日香村・王寺町・吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・湯浅町・広川町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・太地町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・高梁市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・矢掛町・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・庄原市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・柳井市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・勝浦町・石井町・神山町・牟岐町・美波町・海陽町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・八幡浜市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・愛南町
高知県	高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・いの町・中土佐町・四万十町・大月町・三原村・黒潮町

都道府 県名	市区町村名
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・飯塚市・柳川市・八女市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・うきは市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・荏田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・嬉野市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・波佐見町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・和水町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町
大分県	大分市・別府市・中津市・日田市・竹田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・高鍋町・綾町・新富町・椎葉村・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・出水市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市・奄美市・南九州市・姶良市・湧水町・南大隅町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・渡名喜村・八重瀬町・竹富町